

# 田野町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳 出 額 第 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 平成28年度の人件 費率
平成29 年度	人 2,675	千円 2,757,067	千円 31,040	千円 420,439	% 15.25	% 14.1

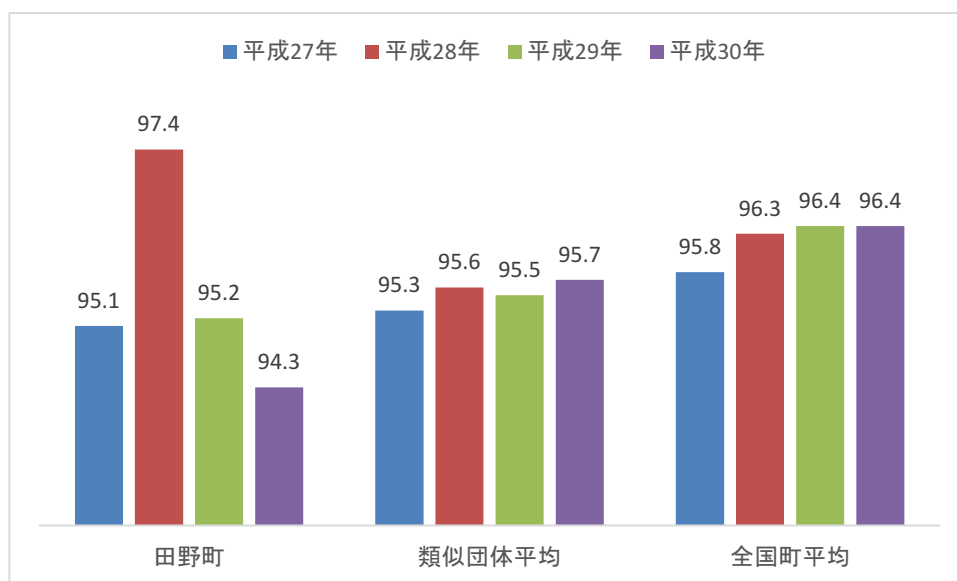
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			計 B
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
平成29 年度	人 48	千円 139,939	千円 19,852	千円 55,120	千円 214,911

(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 4,477	千円 5,414

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス

指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成30 年度	円 —	円 —	円 —	% —	% —	0.16

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。※人事委員会を設置していないため記載しない。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数 )		
平成30 年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	4.45月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。※人事委員会を設置していないため記載しない。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し  実施  未実施

平成29年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引き下げなし。高齢層については最大4%引き下げ。激変緩和のため、1年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

支給対象地域なし

③その他の見直し内容

なし

(6)特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
田野町	35.1 歳	257,989 円	291,585 円	284,088 円
高知県	42.6 歳	320,855 円	386,524 円	342,384 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	40.6 歳	294,324 円	333,931 円	323,675 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		田野町	高 知 県	国
一般行政職	大 学 卒	179,200 円	181,900 円	179,200 円
	高 校 卒	147,100 円	148,200 円	147,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

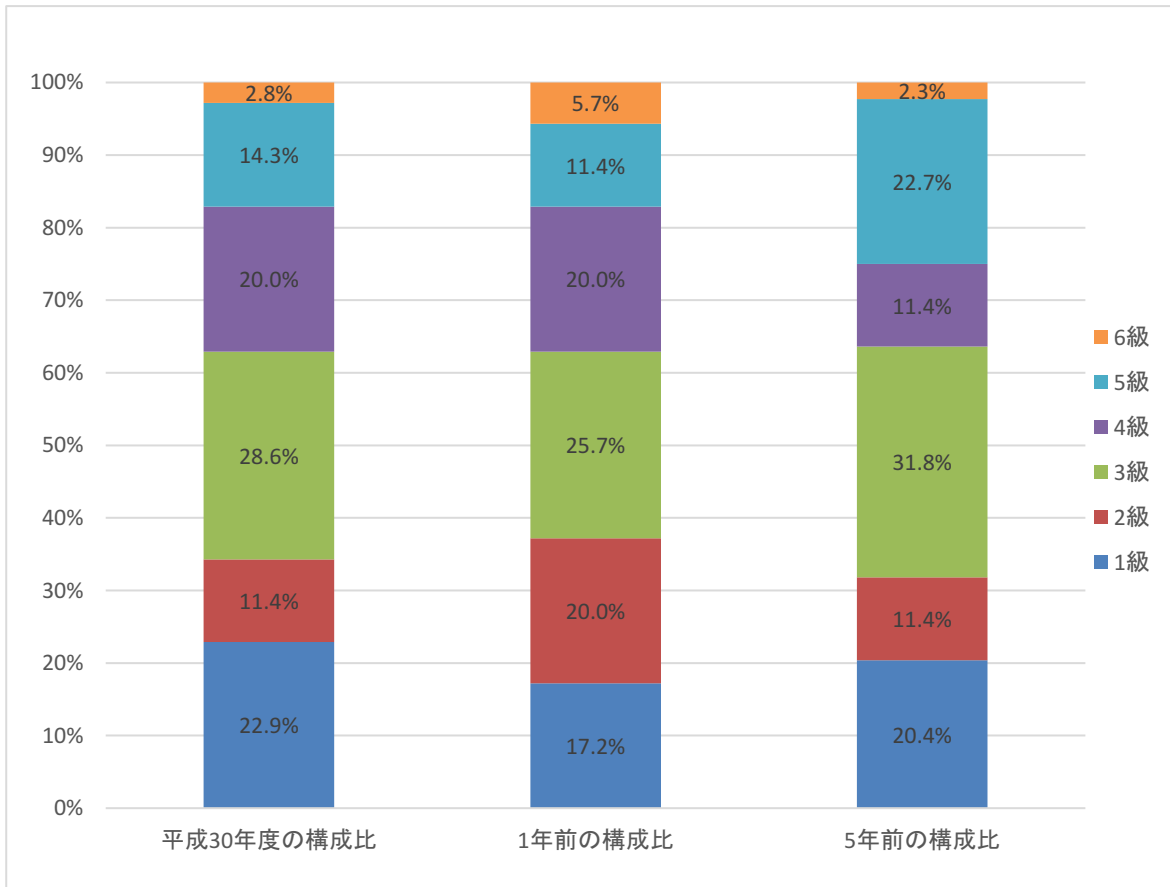
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	247,200 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	447,066 円	— 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

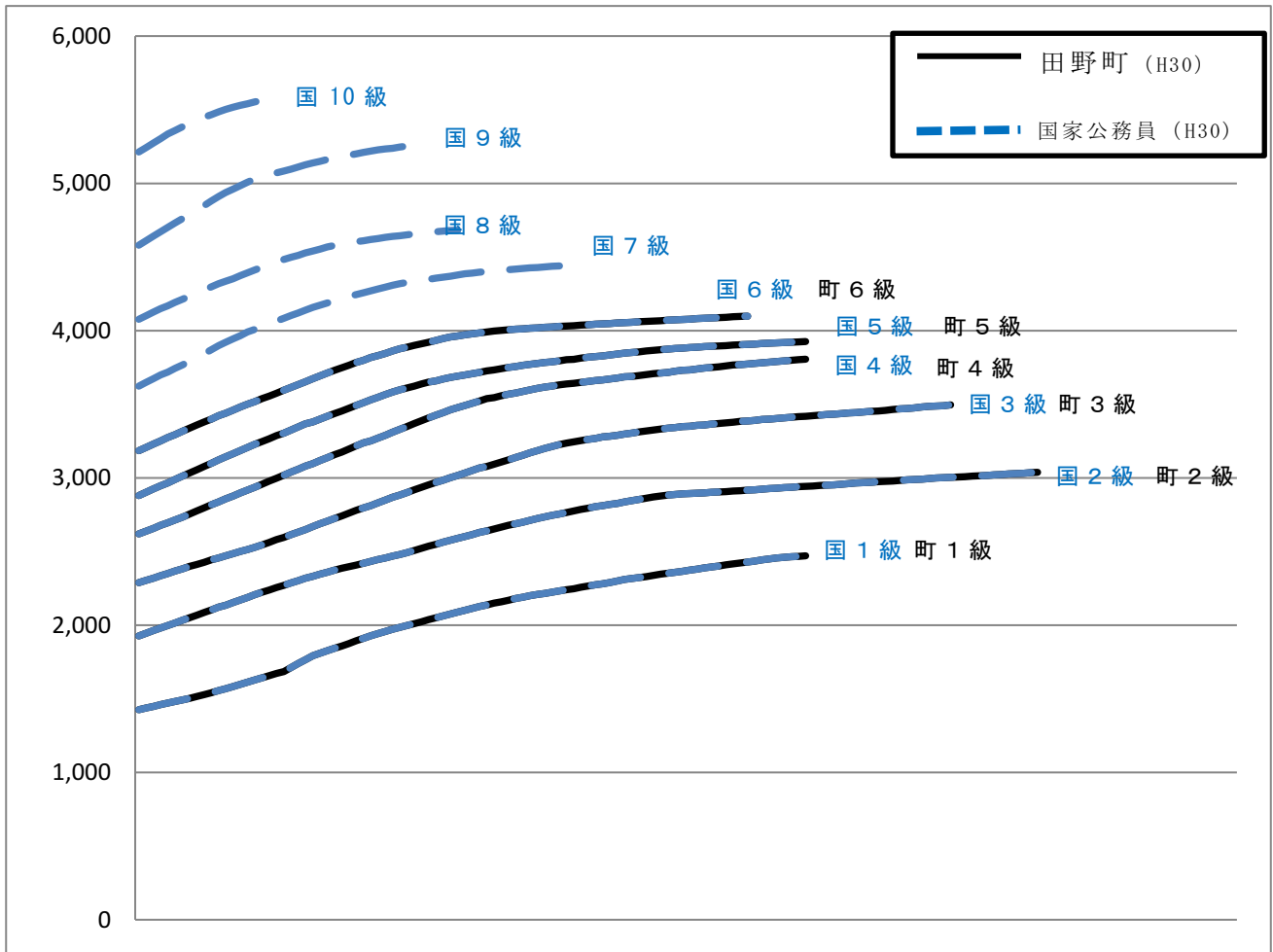
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	8人	22.9%	142,600円	247,100円
2級	主幹	4人	11.4%	192,700円	303,800円
3級	係長	10人	28.6%	228,900円	349,600円
4級	主監	7人	20%	262,000円	380,600円
5級	課長補佐	5人	14.3%	288,000円	392,600円
6級	課長	1人	2.8%	318,500円	409,800円

- (注) 1 田野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（田野町）

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

田野町	高知県	国
1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,148 千円	1人当たり平均支給額（平成29年度） 1,570 千円	—
（平成29年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 （1.45）月分 （0.85）月分	（平成29年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.55 月分 （1.375）月分 （0.775）月分	（平成29年度支給割合） 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 （1.45）月分 （0.85）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（田野町）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

田野町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 地域手当（平成30年4月1日現在）

該当なし

## (4) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（平成30年度決算）		－ 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）		－ 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成30年度）		－ %		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する支給 単価
特殊勤務手当	感染症防疫作業に 従事する職員	感染症防疫作業	－ 千円	日額 1,000円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	6,863 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	149 千円
支給実績（平成28年度決算）	7,907 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	214 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額は、各年度とも時間外、休日勤務手当が支給されない管理職（課長級）を除く職員の平均額。

## (6) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給  配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算	同		4,029千円	223,833円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 ・家賃23,000円以下 家賃－12,000円 ・家賃23,000円	同		4,238円	235,444円



	以上55,000円未満 (家賃-23,000円)×0.5+11,000 ・家賃55,000円以上 27,000円(支給限度額)				
通勤手当	通勤のため、片道2キロ以上自動車等を利用している職員 ・公共交通機関利用 実費(最高55,000円) 自動車の利用距離に応じて2,000円~31,600円支給	同		592千円	148,000円
単身赴任手当	単身赴任者に対して月額3万円支給する また、自宅と赴任先の距離に応じて8,000円~70,000円の範囲で加算する。	同		一 千円	一 円
宿日直手当	職員が宿日直業務をした場合に支給 1回4,200円	同		88千円	4,200円
管理職特別勤務手当	管理職手当が支給されている職員が週休日等に勤務した場合に支給 週休日又は祝日法による休日等もしくは年末年始の休日等に勤務した場合、6時間未満の場合12,000円、6時間以上の場合18,000円を支給	同		774千円	86,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員	同		3,268千円	363,111円

	に対して支給 課長級 27,500円 ～ 33,200円 課長補佐級 19,200円 ～ 23,600円				
--	--	--	--	--	--

## 5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	町 長	700,000 円 ( ) 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 820,000 円 / 498,000 円
	副 町 長	611,000 円 ( ) 円	667,000 円 / 443,000 円
	教 育 長	566,000 円	
報 酬	議 長	238,000 円 ( ) 円	316,000 円 / 186,300 円
	副 議 長	192,000 円 ( ) 円	253,000 円 / 129,600 円
	議 員	165,000 円 ( ) 円	230,000 円 / 109,000 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長	(平成30年度支給割合) 2.6 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(平成30年度支給割合) 2.6 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 町 村 長	$700,000 \times \text{在職年数} \times 500/100 = 14,000,000$ $611,000 \times \text{在職年数} \times 300/100 = 7,332,000$ $566,000 \times \text{在職年数} \times 250/100 = 4,245,000$	任期毎 任期毎 任期毎
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

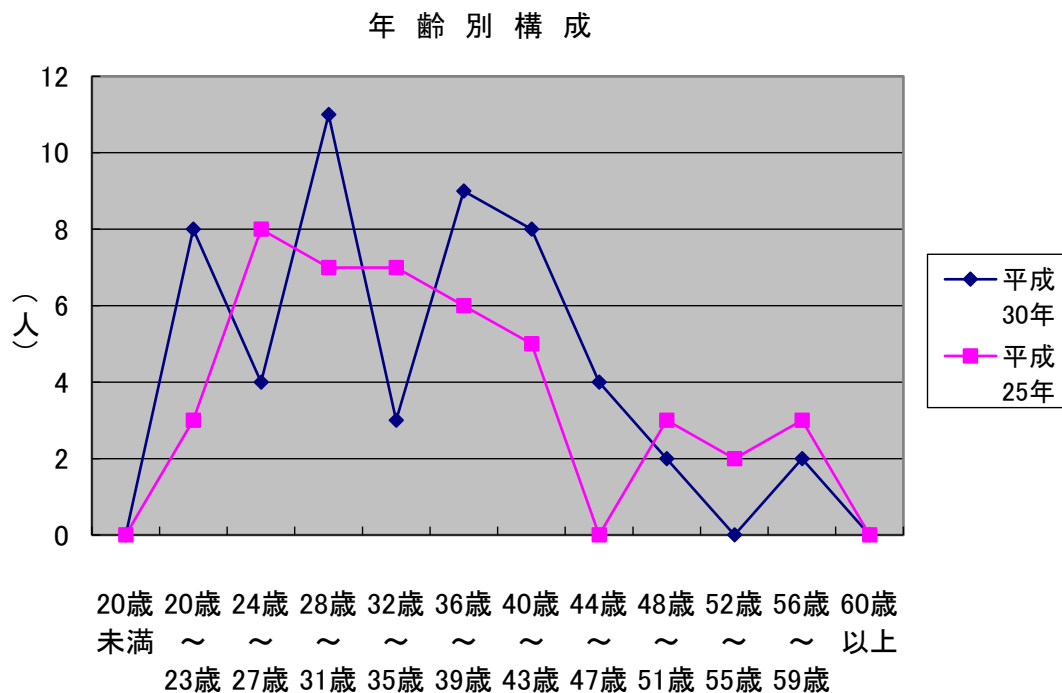
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成29年	平成30年		
普 通 会 計 部 門	議 会	1	1	0	
	総 務	16	15	▲ 1	一般職から特別職へ任用のため
	税 務	2	2	0	
	農 林 水 産	1	1	0	
	土 木	3	4	1	新規採用による増員のため
	民 生	9	10	1	延長保育対応のため
	衛 生	4	4	0	
	合 計	36	37	1	<参考> 人口1万当たり職員数 138.31 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 188.96 人)
教 育 部 門	10	11	1	延長保育対応のため	
小 計	46	48	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 179.43 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 222.14 人)	
公 営 会 企 業 部 等 門	水 道	1	1	0	
	そ の 他	2	2	0	
	小 計	3	3	0	
合 計		49	51	2	<参考> 人口1万当たり職員数 190.65 人
		[61]	[61]	[]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	8人	4人	11人	3人	9人	8人	4人	2人	0人	2人	0人	51人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年 度						過去5年間の増減数(率)
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
一般行政	31	33	31	34	36	37	6 (19.4%)
教育	11	11	10	9	10	11	- ( )
普通会計計	42	44	41	43	46	48	6 (14.3%)
公営企業等会計計	3	3	3	3	3	3	0 ( 0%)
総合計	45	47	44	46	49	51	6 (13.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。